北海道警察旭川方面本部告示第 133 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月19日

北海道警察旭川方面本部長　　岡　田　　昭　広

１　聴聞の期日

令和８年11月27日　午前９時00分から

２　聴聞の場所

旭川市近文町17丁目2699番地の５

北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場

「聴聞」会場